

2020 年度



評価申請大学説明会

2019年2月1日





第2期評価に向けて

評価委員会 委員長 平田 收正 (大阪大学)



評価の対象

薬学教育評価機構は、

各薬科大学・薬学部の6年制薬学教育プログラム を定期的な評価の対象とします。

"薬学教育プログラム"とは、

カリキュラムだけではなく、すべての教育プロセスと 教育研究環境を含むものとします。



評価の目的

- 1)機構が定める「薬学教育(6年制)第三者評価 評価 基準」(以下、「評価基準」とします。)への適合認定を 行い、各大学における薬学教育プログラムの質を保 証する。
- 2)評価の結果を各大学にフィードバックし、各大学の薬 学教育プログラムの改善を促進する。
- 3)評価の結果を基に各大学の薬学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。



第2期の評価では

評価の視点

第1期:

適切な教育プログラム(教育体制)の確立

第2期:

確立された教育プログラム(教育体制)の実施とその検証・改善

形から質へ



第2期の評価では

基準と観点の関係

第1期では、

『基準』と『観点』の階層構造 :『観点』をすべて満たせば 『基準』に適合する。



第2期では、

『観点』は、『基準』への適合または卓越性を判断するときに特に重点的に求められる内容を定めたもの。



評価の実施方法

プロセスは第1期と同様です。

1. 大学における自己点検・評価

2. 機構における評価 評価所見 【各評価実施員】 ①書面調査 ②訪問調査 評価チーム報告書(案) 評価チーム報告書 送付 評価委員会 評価報告書(委員会案) 意見申立 総合評価評議会 評価報告書(原案) 異議申立

各大学•社会

評価報告書



【背景】

- ・薬学教育第三者評価は、分野別評価として2013年度から開始 され、2019年度には第1期が終了する。
- 2017年度から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」では三つの方針(ポリシー)の一体的な策定と公表が求められている。
- ・新学習指導要領において「学力の3要素」が「資質・能力の三つの柱」とされ、この「資質・能力」が高大接続改革によって初等・中等教育から高等教育まで通貫する教育目標として位置づけられた。
- ・2018年度より第3期を迎える機関別認証評価では、「内部質保証の重視」と共に「三つの方針(ポリシー)に基づく大学教育」、「学修成果の評価」などを中心とした評価制度の改善・発展により、各大学に対して教育の質向上を求めている。



【第1期の評価】

- ・第1期の薬学教育第三者評価では、プロセス基盤型教育に基づいたモデル・カリキュラムに準拠した教育が求められる。そこで、薬学におけるアウトカム重視の全人的教育の質保証として、ヒューマニズム教育や医療倫理教育、コミュニケーション能力・自己表現力、問題解決能力の醸成教育における「目標達成度」や「総合的な学習成果」に関する自己点検・評価を大学に求めた。
- こういった評価は、2015年度入学生から開始された「学習成果基盤型教育」に基づいた改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムによる教育にも適用され、自己点検・評価が行われた。



【第2期の評価の在り方】

- ・薬学教育評価機構は、第2期の評価に向けて今後10年間の社会から求められる薬学教育および薬剤師養成の在り方を鑑み、薬学分野別評価としての第三者評価においても、「内部質保証を重視した評価制度」を基盤とした「三つの方針(ポリシー)に基づく大学教育の質の転換」、さらには「学修成果にかかる評価の充実」が教育の質向上に向けた重要な基軸となるものとして以下のように薬学教育評価基準の改定を行った。
 - (1)6年制薬学教育課程の整備と実施からより内容重視へ
 - (2) 三つの方針の策定・運用と学修成果(アウトカム)の評価
 - (3) 三つの方針に基づいた自己点検・評価の実行



【第2期の評価の在り方】

- ・第1期の評価では、薬学におけるアウトカム重視の全人的教育の質保証として、学習における「目標達成度」や「総合的な学習成果」に関する自己点検・評価が大学に求められたため、評価目的の1)に掲げた「各大学における薬学教育プログラムの質を保証する」ことを重視して、7年間を通じて均質な評価を行うこと基本とした。
- 第2期の評価では、評価目的の2)に掲げた「評価の結果を各大学にフィードバックし各大学の薬学教育プログラムの改善を促進する」ことに重点を置き、各大学が「内部質保証を重視した評価制度」を基盤とする大学教育の質の転換、さらには学修成果にかかる評価の充実を図ることを支援する。
- そこで、7年にわたって大学と情報の共有化を図りながら、第2期の終了時に全大学が評価基準に適合できる教育を実践できているような「外部質保証」の役割を果たすべく、第三者評価を実施する。

第2期の評価基準

『基準』数及び『観点』数				
項目		『基準』数		『観点』数
1 教育研究上の目的と三つの方針		3		7
2 内部質保証		2		3
3 薬学教育カリキュラム	3−1 教育課程の編成	1		3
	3−2 教育課程の実施	5	7	11
	3−3 学修成果の評価	1		3
4 学生の受入れ		2		7
5 教員組織・職員組織		2		12
6 学生の支援		1		4
7 施設•設備		1		0
8 社会連携・社会貢献		1		3
(合計数)		19		53



【第2期の評価基準】

- ・第2期の評価では、
- ▶ 「教育研究上の目的と三つの方針」(項目1)
- ▶ 「内部質保証」(項目2)
- ▶ 「薬学教育カリキュラム」(項目3)
 - 「教育課程の編成」
 - 「教育課程の実施」
 - 「学修成果の評価」
- 「学生の受入れ」(項目4)
 を重視(19の評価基準のうち14の基準がこれらの項目にある)。
- ・第1期で教育課程の構築・整備に主眼が置かれていた内容に相当する項目5~項目8は、よりアウトカムに重点を置いた評価を目指したものになった。ただし、これらの項目の評価基準は、第1期の評価結果に基づいて、スリム化と明確化が行われた。



【薬学教育の質保証と第三者評価】

- 薬学教育の質保証は、大学による「内部質保証」と薬学教育評価機構による「外部質保証(第三者評価)」から成り立つ。
- ここで言う第三者評価とは、各大学の薬学教育プログラムが薬学教育評価機構の定める評価基準に"適合"することの"認定"によって、それぞれの大学の6年制薬学教育が"社会が求める薬剤師養成教育の質のレベル"を満たしていることを客観的に保証することである。
- 外部質保証として適正な第三者評価を行うには、各大学のきめ細かな自己点検・評価(内部質保証)が欠かせない。内部質保証とは大学が社会から負託された使命を遂行するために自らの教育研究活動を継続的に律するための仕組みである。



【薬学教育の質保証と第三者評価】

- 改定・評価基準は、大学教育、薬学教育の変化に対応したもので、 大学の「三つの方針に基づく薬学教育プログラム」の向上を目指し たものである。
- したがって、この基準による自己点検・評価の実施と、その結果に基づくPDCAサイクルによる改善を大学が行うことによって、教育の質保証(内部質保証)を行うことができると言える。



改定評価基準

【第2期の評価における基準、観点、注釈】

- ・『基準』は、6年制薬学教育プログラムとして満たすことが必要と 考えられる要件及び教育研究上の目的に照らして、教育活動等 の状況を多面的に分析するための内容を定めたもの。
- 第1期の評価基準は「観点をすべて満たせば基準に適合する」 という構造であった。
- 第2期では、『観点』は『基準』への適合または卓越性を判断する ときに特に重点的に求められる内容を定めたものである。観点だ け満たしても基準に適合するわけではない。
- 観点のみに囚われることなく、各大学の特色を存分に活かした 自己点検・評価がなされることが期待される。



改定評価基準

【第2期の評価における基準、観点、注釈】

- ・ 『基準』と『観点』の表記はその内容により次の三つに分類される。
- (1) 定められた内容が満たされていることが求められる。 例「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- (2) 定められた内容に関わる措置を講じていることが求められる。 例「・・・に努めていること。」等
- (3) 定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例「・・・が望ましい。」等

- 注釈は、それぞれ該当する『基準』、『観点』の記載内容を明確に したり、例示したもの。
- 「がくしゅう」に関する表記は、6年間のプログラムレベルでは「学修」、科目レベルでは「学習」とする。